

出品規定（一般事項）

1. 出品規定の遵守

出品者は、本出品規定ならびに出品者説明会で配布する「出品手引書」各規定を遵守してください。これらに違反していると主催者が判断した時、主催者は出品申込を拒絶または取消することがあります。

2. 出品対象

出品対象は、本展示会の目的・趣旨に合致するもののみとさせていただきます。

中古品・模倣品の出品は固くお断り致します。

主催者は、出品受付に際し、出品者及び出品物に対して審査を行い、その受付の保留・拒絶を行うことがあります。

3. 小間割り

小間割りは、小間の配置・形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者が決定いたします。

主催者は、出品申込者より出された希望事項に拘束されません。

4. 共同出品の取扱い

2社以上で共同出品する場合、主催者が発行する資料（例：出品者名簿、ガイドブック等）への会社名の記載、各種印刷物の配布、展示会場での会社名表示等は、主催者との出品契約を締結した会社に限らせて頂きます。

5. 小間使用の権利

出品申込者は、出品契約の締結及び出品料全額の納入をもって、小間使用の権利を取得します。

但し、出品者は、割り当てられた小間の一部または全部を、有償・無償に関わらず、第三者に譲渡または貸与することはできません。

6. 出品申込の取消し及び出品契約の解約

出品者が、出品申込の取消し及び出品契約の解除をすることは、原則としてできません。

止むを得ない理由でこれらを行うときは、必ず文書で申し出てください。

出品者が、出品申込の取消または出品契約を解約した場合は、既納の申込金または出品料はお返し致しませんので予めご了承ください。

7. 会期の変更

止むを得ない事情が生じた場合、会期が変更される場合があります。

この変更によって生じた損害について、主催者は保証の責を負いません。

8. 開催の中止

天災その他、不可抗力または止むを得ない理由により開催が中止されることがあります。

この場合、出品者の損害については、主催者は原則として賠償の責を負いません。

9. 関連法規の遵守及び対応

本展示会への出品にあたっては、次に挙げる関連法規を遵守し、充分な対応を行ってください。

①事故防止

PL法、労働安全衛生法、消防法、火災予防条例、電気安全規則、食品衛生法等

②知的所有権対応

特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法等

③その他

個人情報保護法等

10. 工業所有権出願の発明考案に関わる出品

工業所有権出願の発明考案に関係する出品物は、特許法第30条3項（発明の新規性喪失の例外規定）の適用が受けられます。当規定の適用を受けようとする場合は、出品者自身が書面を作成し、特許庁に提出してください。

11. 外国貨物の展示

外国貨物を日本国内で売却・譲渡する予定が有る場合には、あらかじめ通常の輸入通関を行ったうえで展示してください。